

○ NPO法上の罰則一覧

根拠		違反事項	罰則
法第77条		偽りその他不正の手段により認定等を受けたとき	六月以下の懲役又は50万円以下の罰金
法第78条	1号	改善命令違反	50万円以下の罰金
	2号 4号	認定NPO法人等であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いたとき	
	3号 5号	他の認定NPO法人等であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いたとき	
	6号	認定NPO法人等への命令に対する措置違反	
	7号	認定NPO法人が行うその他の事業に係る停止命令違反	
法80条	1号	組合等登記令違反	理事、監事又は精算人に20万円以下の過料
	2号	NPO法人の成立時の財産目録の事務所への備置義務違反・必要記載事項の未記載・不実の記載	
	3号	役員変更等届出、定款変更届出及び認定NPO法人等の代表者氏名変更の義務違反・虚偽の届出	
	4号	事業報告書等、役員名簿及び定款等又は認定NPO法人の認定に係る書類等の備置義務違反・必要記載事項の未記載・不実の記載	
	5号	認定NPO法人等が各種提出書類（直近の事業報告書、役員名簿、定款、総会の議事録の謄本等）の提出を怠ったとき	
	6号	破産決定に違反して破産手続開始の申立てをしなかったとき	
	7号	貸借対照表の公告、解散後の精算に係る公告、破産手続開始の公告をしなかったとき又は不正の公告をしたとき	
	8号	NPO法人が所轄庁から合併の認証を受けた際に作成する貸借対照表及び財産目録の未作成・必要記載事項未記載・不実の記載	
	9号	NPO法人が所轄庁から合併の認証を受けた際にしなければならない公告及び催告をしなかったとき、不正の公告・催告をしたとき、又は債権者の異議に対し不適切な対応をしたとき	
	10号	所轄庁の報告の求め等に対する未報告、虚偽の報告、立ち入り検査の拒否、妨害、忌避	
法81条		NPO法人以外の者が、名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いたとき	10万円以下の過料

※法・・・特定非営利活動促進法